

# 関西災害時物資供給協議会規約

(名称)

第1条 本会は、関西災害時物資供給協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、南海トラフ地震等の大規模広域災害に備え、行政や民間の多様な団体が災害時の物資の調達・確保と輸配送に係る課題を共有し、これに連携・協働して取り組むことにより、被災者への円滑な物資の供給並びに早期の物流・流通の回復を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 災害時の物資供給に関する情報交換と共有
- (2) 災害時の物資供給に関する体制づくりの推進
- (3) 防災に関する会議や行事等の開催及び参加
- (4) 災害時の物資供給活動への参画
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 協議会には、趣旨に賛同し災害時の物資供給活動ができる行政機関、事業者団体、事業者等が参画できるものとし、別に定める参画申込書により申し込みのあった参加者を協議会の会員とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

代表 関西広域連合長 幹事(社) 複数

- 2 幹事(社)は、会員の互選により決定する。
- 3 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。任期途中で交代した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 代表に事故がある場合、又は代表が欠けた場合は、あらかじめ代表の指名する幹事(社)がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、総会とする。

- 2 総会は、年1回以上開催することとし、代表がこれを招集する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、関西広域連合広域防災局広域企画課に置く。

(規約の変更)

第8条 本規約の改正は、会員の過半数をもって決定する。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、代表が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成29年1月12日から施行する。
- 2 この規約の施行時の本会の幹事(社)については、第5条各項の規定にかかわらず、「緊急物資円滑供給システム協議会」の委員に就任していた団体・企業をもって充てる。